

熊本県公報

第 1 1 2 9 9 号
平成 17 年 8 月 15 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然保護課) 1
 - 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(") 1

告 示

 - 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
 - 指定居宅介護支援事業所の指定……………(") 2
 - 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生……………(畜産衛生課) 2

公 告

 - 平成17年国勢調査テレビ・ラジオ等広告業務委託の一般競争入札……………(統計調査課) 2
 - 基本測量の実施……………(監理課) 4

登 載 依 頼

 - OA業務開発要員研修委託に係る一般競争入札の実施……………(県警本部情報管理課) 4

正 誤

 - 平成17年4月8日熊本県告示第422号(保安林の指定に関する予定)中……………(森林保全課) 7

規 則

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年8月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第62号

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県自然環境保全条例施行規則(昭和48年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。
第13条第1号ウ(ソ)及び第17条第1号サ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年8月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第63号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第58号)の一部を次のように改正する。
第8条第1項第4号サ、第23条第1号チ及び第7号ク中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第984号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年8月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
きずな 熊本市新南部三丁目7番76号	社会福祉法人星峰会	平成17年8月1日

熊本県告示第985号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年8月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
きずな 熊本市新南部三丁目7番76号	社会福祉法人星峰会	平成17年8月1日

熊本県告示第986号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成17年8月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用
ヨーネ病	患畜	平成17年8月1日	山鹿市	1戸1頭	乳用牛

熊本県公告第611号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年8月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成17年国勢調査テレビ・ラジオ等広告業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成17年10月31日（月）まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成17年国勢調査テレビ・ラジオ等広告業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「広報広告」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (3) 過去5年間に於いて、国（公団も含む。）、熊本県及び県内市町村の広報業務の委託が2件以上あること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。

- (6) 6の(4)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請であることを明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成17年8月16日(火)から平成17年8月22日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成17年8月22日(月)から平成17年8月25日(木)までの日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認結果の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部統計調査課国勢調査班(熊本県庁行政棟本館6階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3612
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成17年8月16日(火)から平成17年8月22日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時 平成17年8月22日(月)午前10時から正午まで
- イ 場所 熊本県庁行政棟本館7階701会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成17年8月31日(水)午前10時から
- イ 場所 熊本県庁行政棟本館9階901会議室
- (5) 入札書の提出方法
6の(4)のイに記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(4)のアに記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)